

## ごみ搬入量の推移はどうなっているの？

単位：トン

	平成29年度	平成30年度 (各年度4月～2月まで)	令和元年度
青梅市	26,617.14	26,500.94	26,762.01
福生市	10,834.66	10,881.23	10,816.08
羽村市	10,818.74	10,894.41	11,051.30
瑞穂町	8,294.48	8,224.98	8,063.59
合計	56,565.02	56,501.56	56,692.98



～環境データの詳細は公式サイトで公表しています～

平成31年4月から令和2年2月末までに構成市町から搬入された燃やせるごみの量は、56,692.98トンです。これは、前年同期(56,501.56トン)と比べ191.42トン、0.3%の微増となっています。

3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、引き続きごみの減量化にご協力をお願いします。

## ごみ焼却処理に伴う排出ガスの測定結果の状況は？

■ 排出ガス測定結果 下の表は、平成31年4月から令和2年1月までに実施した排ガス測定の結果です。すべての項目において、法規制値ならびに公害防止協定期制値を下回っています。

※ **ダイオキシン類・・・公害防止協定の全面改定により、令和元年5月8日以降の測定値については、協定期制値(0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)、協定期目標値(0.01ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)が適用されます。**

項目	硫酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	水銀	ダイオキシン類	
単位	ppm	ppm	g/m <sup>3</sup> (N)	ppm	μg/m <sup>3</sup> (N)	ng-TEQ/m <sup>3</sup> (N)	
法規制値	(約440)	250	0.08	430	50	1	
公害防止協定期制値	30	50	0.02	25	—	0.05 ※	
公害防止協定期目標値	10	40	0.01	10	—	0.01 ※	
1号炉	R1.5.29	<1	29	<0.001	8	<5.0	0.0052
	R1.10.11	<1	30	<0.001	9	<5.0	0.0060
2号炉	H31.4.26	<1	28	<0.001	7	<5.0	0.0043
	R1.6.7	<1	26	<0.001	12	15	0.0046
	R1.9.4	<1	29	<0.001	7	<5.0	—
3号炉	R2.1.9	<1	38	<0.001	8	<5.0	分析中
	R1.7.18	<1	29	<0.001	7	<5.0	0.0042
	R1.8.2	<1	34	<0.001	9	<5.0	—
	R1.11.19	<1	29	<0.001	5	7.3	0.0031
	R1.12.12	<1	37	<0.001	6	<5.0	0.0045

## ■ 大気環境中のダイオキシン類測定結果 単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

採取場所	採取日	H29.12.12～ H29.12.13	H30.12.13～ H30.12.14	R1.12.12～ R1.12.13
環境基準値		0.6		
羽村市立羽村第三中学校		0.0074	0.019	0.011
羽村市立松林小学校		0.014	0.013	0.0092
羽村市立あさひ公園		0.016	0.013	0.0095
瑞穂町立瑞穂第四小学校		0.014	0.013	0.012
瑞穂町富士見公園		0.016	0.019	0.0084

左の表は、西多摩衛生組合周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果(12月測定分)です。測定結果は、24時間の試料採取によるもので、各地点とも環境基準値を下回っています。西多摩衛生組合は、今後も公害防止対策の充実を図り、法規制値および地元協議会と交わしている公害防止協定を遵守していきます。



## 西多摩衛生組合

2020年  
(令和2年)  
3月発行 No.29



## 宮城県大崎市の復興支援のため東京都・区市町村が連携します

### ■ これまでの経過

令和元年東日本台風(台風19号)に伴う風水害により、各地で大量の災害廃棄物が発生しました。現在、国の支援のもと、被災自治体を中心に処理を進めていますが、域内での早期処理が見込めない状況となっています。このため、宮城県から東京都へ、県内被災市町村の災害廃棄物(稲わら)の広域処理について支援要請がありました。

東京都では、宮城県と調整を進めた結果、宮城県大崎市の支援を行うため、特別区長会、東京都市長会および東京都町村会へ災害廃棄物の全都的な広域処理の協力依頼を行いました。令和2年1月16日に特別区長会総会、1月24日に東京都町村長会議、1月27日に東京都市長会議が開催され、東京都内の自治体などが連携し、宮城県の支援要請に協力していくことが了承されました。

これを受け、西多摩衛生組合の構成市町(青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)では、1月29日に構成市町長会議を開催し、相互扶助の観点から、支援要請に応じていくことを決定しました。同日開催の西多摩衛生組合正副管理者会議においても、構成市町の決定に基づき、受入対応を進めていくことが確認されました。

当組合では、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会および瑞穂町環境問題連絡協議会と締結している公害防止協定に基づき、両協議会と受入れに向けた協議を進めていきます。

なお、当組合での具体的な受入時期及び受入量等は決定していませんが、現時点での情報では、令和2年6月から12月までの間で、最大200トン(10トン/日)・20日程度の受入れになる見込みです。

### ■ 宮城県大崎市の被災状況



#### <大崎市の災害廃棄物の発生状況>

種類	推計量(t)	備考
可燃ごみ	5,000	布団、家具、畳類
稲わら	6,000	
小計	11,000	
不燃ごみ	1,200	粗大ごみ、ガラス等類
合計	12,200	



大崎市鹿島台地域(令和元年10月14日)

### ■ 都内の受入可能団体(11団体) 令和2年1月23日時点

東京二十三区清掃一部事務組合、八王子市、町田市、武蔵野市、昭島市、ひびき衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、多摩川衛生組合、柳泉園組合、西秋川衛生組合、**西多摩衛生組合**

### ■ 都内で支援する内容

- ① 期間 令和2年2月～令和2年12月
- ② 受入れる廃棄物 宮城県大崎市の災害廃棄物(稲わら等)約4,000トン
- ③ 受入予定 多摩地域内:約2,000トン・23区内:約2,000トン
- ④ 受入方法 JR貨物による鉄道輸送(東日本大震災時と同様)【仙台貨物ターミナル駅→隅田川駅→焼却施設】

### ■ 西多摩衛生組合の対応(現時点)

- ① 広域支援を行った場合、年間(6～12月の間)のごみ搬入量は、当初計画に対して100～200トン増加しますが、当施設の焼却炉性能(160トン/日)から、年間の焼却炉運転日数は約1日間のみ増加となります。
- ② 広域支援による1日当たりごみ搬入予定量は、10トン(5トン積載×2コンテナ)と少量のため、当初計画に基づいた焼却炉運転の中で適切に焼却処理することが可能です。
- ③ このことから、今回の広域支援は、通常のごみ発生量の自然増減の範囲での受入れとなるため、本支援の実施に伴う周辺環境等への影響は無いものと判断できます。
- ④ また、東京二十三区清掃一部事務組合では、2月6日から新江東清掃工場で宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れを開始しており、この支援状況等を確認していきます。

※ 現時点では、災害廃棄物の受入れは、令和2年6月以降を予定しています。詳細が決まり次第、あらためて組合公式サイトなどを通じ情報提供していきます。

編集・発行 西多摩衛生組合 2020年(令和2年)3月発行【No.29】

(構成団体 青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)

### ■ 西多摩衛生組合環境センター

住所: 〒205-0012 東京都羽村市羽4235  
TEL: 042-554-2409 FAX: 042-554-2426

### ■ フレッシュランド西多摩

住所: 〒205-0012 東京都羽村市羽4225  
TEL: 042-570-2626 FAX: 042-570-2288

西多摩衛生組合  
公式サイト



<https://www.nishiei.or.jp>



# 新型コロナウイルス感染症への措置対応

新型コロナウイルス感染症については、現在都内において、感染源や感染経路が判明していない症例が増えてきているとともに、国内の一部地域で小規模な集団感染が把握されています。

このため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、下記のとおりのお取り扱いとさせていただきます。なお、この取扱いについては、現時点での発生状況を考慮したものであり、今後の状況変化によって適宜見直しを行います。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

## 西多摩衛生組合からのお知らせ

問合せ TEL 042-554-2409

【中止】生ごみの循環を活用してじゃがいもを収穫しよう

構成市町（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）の広報紙 3月1日号に掲載

【中止】環境センター等 施設見学の受入れ

期間 令和2年3月2日（月）から当分の間

（最新情報は、組合公式サイトまたはお電話でご確認ください。）

## フレッシュランド西多摩からのお知らせ

問合せ TEL 042-570-2626

【臨時休館】フレッシュランド西多摩

期間 令和2年3月3日（火）から当分の間

（最新情報は、組合公式サイトまたはお電話でご確認ください。）

※ 臨時休館に伴い、期間内に予定されていたイベントは中止します。

【お知らせ】臨時休館に伴う施設使用料の還付について

臨時休館中の対象施設の予約分について、前納された使用料は全額還付します。

対象施設	多目的施設（体育館）	集会施設（ふれあい館）
------	------------	-------------

【お知らせ】臨時休館に伴う回数券の有効期限について

臨時休館に伴う浴場施設回数券の有効期限の取扱いについては、営業再開後、改めてお知らせします。

## 令和2年度の西多摩衛生組合予算の概要

- 下の円グラフは、令和2年度予算の内訳を示したもので、歳入歳出予算の総額は、前年度と比べ4億円減の19億8,000万円となりました。これは、令和元年度をもって第1期基幹的設備改良工事（7か年事業：平成25年度～令和元年度）が完了したことによるものです。
- 歳入予算額の約96%は、組合を構成する3市1町が負担している分賦金（ぶんぷきん）です。令和2年度は、国の補助対象事業の終了により、国庫支出金（循環型社会形成推進交付金）および組合債を未計上としたため、分賦金は19億563万円、前年度比1億5,900万円の増となりました。
- 歳出予算額の約71%は、清掃工場の運営経費となるじん芥処理費です。工場棟屋上防水工事などの経費を新たに計上した一方、基幹的設備改良工事の完了に伴い、じん芥処理費は14億1,002万円、前年度比3億9,646万円の減となりました。



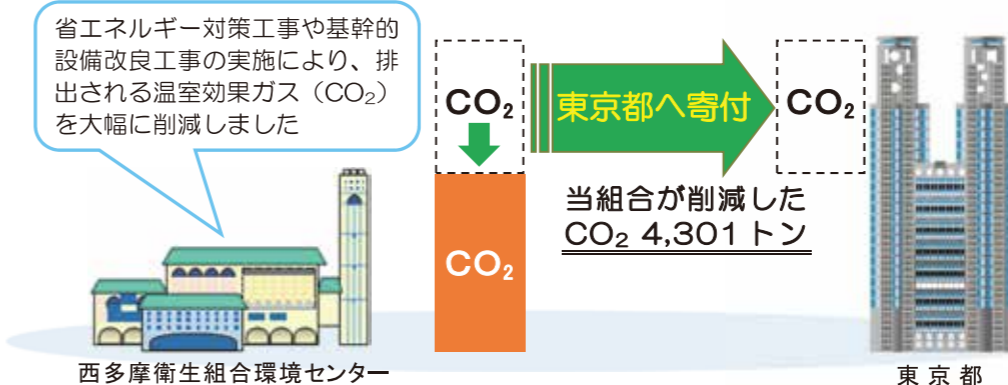
# 西多摩衛生組合が削減したCO<sub>2</sub>を東京都へ寄付しました

～東京都が目指す「ゼロエミッション東京」に協力～

東京都では、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量を2050年に実質ゼロにすることを目指す『ゼロエミッション東京』（※1）に取り組んでいます。当組合は、東京都の取組に協力するため、温室効果ガス排出量取引制度（※2）に基づくCO<sub>2</sub>超過削減量4,301トンを寄付しました。これは、基幹的設備改良工事などの省エネルギー対策や効率的な運転管理により、平成22年度から26年度の5年間に創出されたCO<sub>2</sub>削減量です。

協力団体として、東京都から令和2年1月8日付けで御礼状が交付されるとともに、当組合の名称と寄付量が東京都公式サイトで公表されました。

当組合は、今後も環境負荷の低減に取り組むとともに、CO<sub>2</sub>排出量削減をはじめとする環境対策に積極的に取り組んでいきます。



## ゼロエミッション東京(※1)ってなに？

東京都が、2019年5月の国際会議「U20 東京メイヤーズ・サミット」で、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、宣言したのが『ゼロエミッション東京』です。東京都では、2050年にエミッション（＝排出）を実質ゼロにするため、さまざま取組みを実施しています。取組みの詳細は、東京都公式サイトで確認できます。

## 温室効果ガス排出総量削減義務と温室効果ガス排出量取引制度(※2)の概要

東京都が、地球温暖化対策の一環として平成22年度に導入した制度で、「温室効果ガス排出総量削減義務」は、エネルギー使用量が3か年連続で原油換算値1,500kℓ以上となる事業所に対し、CO<sub>2</sub>の削減を義務付けるものです。

また、「温室効果ガス排出量取引制度」は、指定事業所が削減義務量以上のCO<sub>2</sub>削減を達成した場合に、その削減量を、CO<sub>2</sub>削減義務量を達成できない事業所へ販売や寄付等を行うことができる制度です。

## 西多摩衛生組合のCO<sub>2</sub>超過削減量

東京都の制度に基づき、当組合は指定事業所として、平成22年度から平成26年度の5か年において、基準排出量（※3）に対して6%のCO<sub>2</sub>削減が義務付けられました。当組合では、環境センターの設備更新にあたり、エネルギー回収効率を高める工事を優先的に行うことなどにより、下表のとおり、CO<sub>2</sub>削減義務を大幅超える削減率約24.4%・4,565t-CO<sub>2</sub>の削減を達成しました。

【（※3）基準排出量：平成14年度から平成16年度までのCO<sub>2</sub>排出量の平均値】

### CO<sub>2</sub>削減義務の達成状況と超過削減量

期間	CO <sub>2</sub> 削減義務率	CO <sub>2</sub> 削減率(実績値)	CO <sub>2</sub> 削減量(実績値)	CO <sub>2</sub> 削減量(取引可能量)	超過削減量の運用
平成22～26年度	6%	約24.4%	4,565t-CO <sub>2</sub>	4,301t-CO <sub>2</sub>	東京都へ寄付

\* 表中「CO<sub>2</sub>削減量(取引可能量)」は、東京都が規定する算定式により算出しているため、「CO<sub>2</sub>削減量(実績値)」とは異なります。

## 西多摩衛生組合のCO<sub>2</sub>削減効果イメージ

当組合が東京都へ寄付した4,301t-CO<sub>2</sub>を、杉が1年間に吸収する量に換算すると、48万9,000本、面積では4.89km<sup>2</sup>に相当します。

これは、羽村市の面積に置き換えると、市の約半分を杉の人工林にしたのと同じ効果になります。

【人工杉1,000本（＝0.01km<sup>2</sup>）は、年間8.8t-CO<sub>2</sub>を吸収（林野庁）】

羽村市面積9.90km<sup>2</sup>

